

【別表】 補助対象となる経費の例と補助金の上限額

| 項目                              | 内容  | 上限額   |
|---------------------------------|---|---|
| 報償費等（人件費）                       | 月額 260,000 円 以上   | 3,200,000 円   |
| 活動費                             | （限度額 2,000,000 円）   |   |
| 1. 隊員管理費（活動の調整、指導及び生活支援等に要する経費） |   | 活動費総額の 20%以内  |
| 2. 住宅の借上費 ※敷金・礼金を含む             |   | 600,000 円以内   |
| 3. 車両の借上費 ※1 台分                 |   | 480,000 円以内   |
| 4. その他<br>の経費                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 隊員の健康保険等福利厚生に要する経費</li> <li>・ 活動旅費等移動に要する経費</li> <li>・ 車両の燃料費 ※1 台分</li> <li>・ 保険（傷害保険、自動車保険等）への加入等の経費</li> <li>・ パソコン及び周辺機器借上費 ※1 台分</li> <li>・ スマートフォン借上費</li> <li>・ 作業道具、消耗品等に要する経費（修繕費含む）</li> <li>・ 関係者間の調整・意見交換等に要する事務的な経費</li> <li>・ 隊員の研修受講に要する経費</li> <li>・ 定住に向けて必要な研修・資格取得等に要する経費</li> <li>・ 定住に向けて必要となる環境整備に要する経費</li> <li>・ 外部アドバイザーの招へいに要する経費</li> <li>・ その他活動に要する諸経費</li> </ul> | 活動費の限度額 2,000,000 円から「1. 隊員管理費」、「2. 住宅の借上費」及び「3. 車両の借上費」にかかる見積額を差し引いて得た金額以内<br>ただし、隊員の活動期間が年度の途中の場合は、月数で按分する。 |
| 合計                              |   | 5,200,000 円以内   |

※表中の上限額は、消費税及び地方消費税を含む金額です。

※補助対象となる経費の詳細は、特別交付税の参入経費として認められるものを基本とします。

2 万円以上の物品等の購入費用は対象外です。

※補助金の会計経理について

(1) 支払いは、概算払にて希望の金額をお支払いします。

(2) 経理上の注意

※1 可能な限り専用の帳簿を設け、適切に費用の区分し整理すること。

※2 可能な限り補助金経理のための独立した口座を設けること。

※3 支出の根拠となる項目が明記してある請求書、領収書、振込依頼書を保存しておくこと。

※4 帳簿及び証拠書類等は、事業完了年度の翌年度から起算して 5 年間整理保管すること。